

21世紀に向けて

自分らしい生き方ができる社会を創ろう

はつらつ 生き方自由自在



——第48回「婦人週間」——

労 働 省 婦 人 局

21世紀に向けて「自分らしい生き方」ができる社会を創ろう

——第48回「婦人週間」(平成8年4月10日～16日)——

主唱 労働省

我が国の女性が初めて参政権を行使したのは、昭和21年4月10日の衆議院議員総選挙でした。労働省では、この日を記念して昭和24年以来、4月10日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、女性の地位向上のための広報啓発活動を全国的に実施しています。

「国連婦人の十年」(1976年～1985年)以降、女性の地位向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されました。しかし、職場や家庭、地域には「女だから…」、「男だから…」というように、性にとらわれた場面がまだまだ多く、真の男女平等を達成するためには、男女各人及び社会一般が意識的に努力をしていく必要があります。

このため、今後、21世紀に向けて女性の地位向上をすすめるには男女があらゆる分野に参加してその力を発揮し、ともに個性をいかした自分らしい生き方ができる社会を創ることが大切であるという考えのもとに、新たなテーマを、「21世紀に向けて「自分らしい生き方」ができる社会を創ろう」と設定しました。

本年は、女性が参政権を行使して50周年の記念すべき年に当たります。これを契機に、21世紀に向けて女性の地位向上のための活動を一層進めるためには、女性だけでなく、男性の認識の向上が不可欠となっています。

このようなことから、第48回「婦人週間」は、「はつらつ 生き方自由自在」をキャッチフレーズとして実施します。女性、男性を問わず、自分らしい生き方ができる社会を創ることをめざしてともに努力していきましょう。



「婦人週間」(21世紀の女性の地位向上)のシンボルマーク

ウーマン(Woman)の「W」をモチーフに女性の姿とオーバーラップさせて優しさ、温かさ、素晴らしさを表現した。

上部に伸びるシャープなラインは女性の地位向上を力強くアピールする。

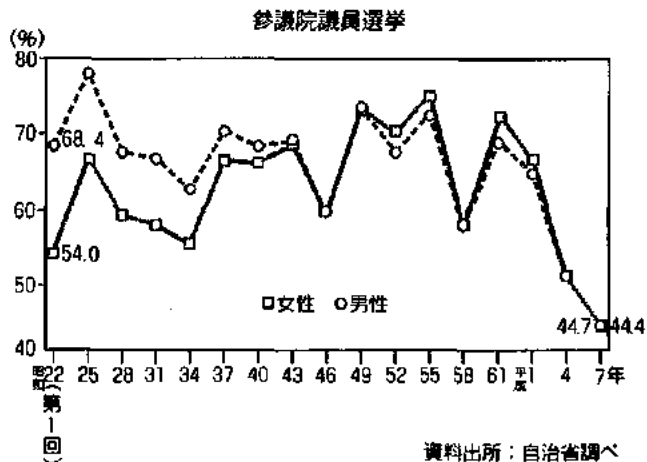
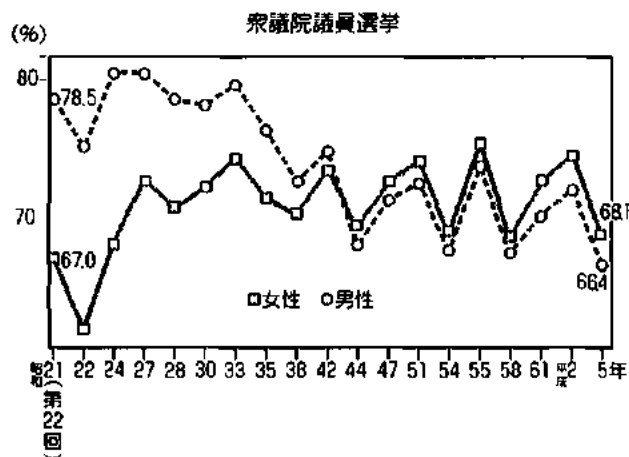
左のブルーは海と空(冷静な判断力)、右の緑は大地(継続する力、歴史)、中央の赤はエネルギーを表す。

安部政秀 45歳 デザイナー 熊本県

1. 政策決定への参加

衆議院、参議院議員選挙の投票率は、昭和40年代ぐらからは女性の方が男性より高くなっています。

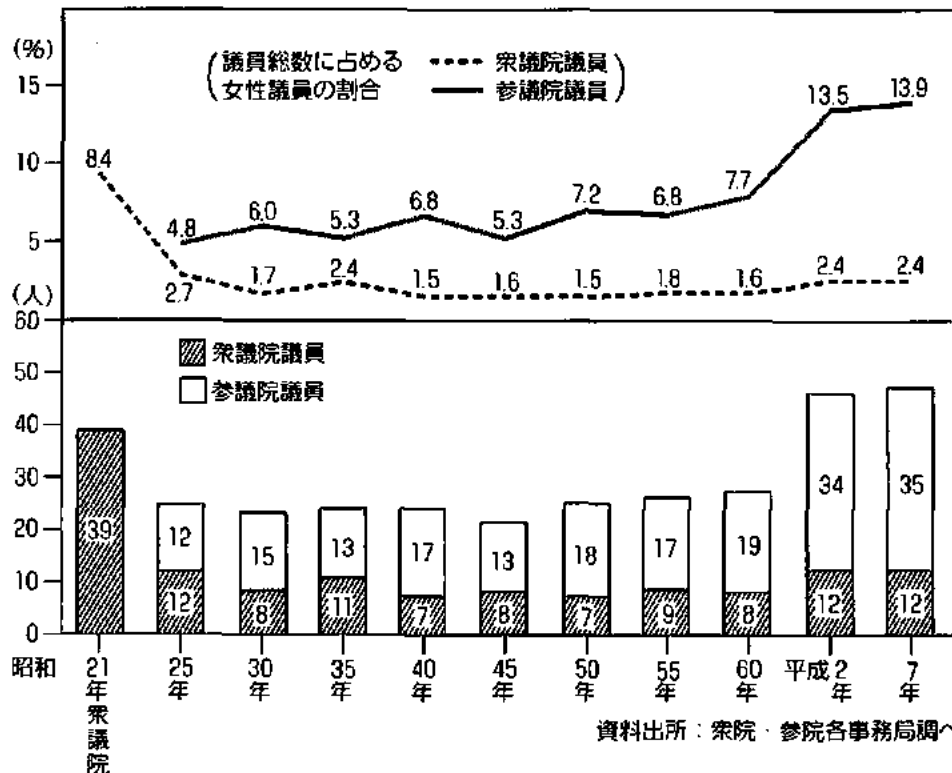
投票率の推移



資料出所：自治省調べ

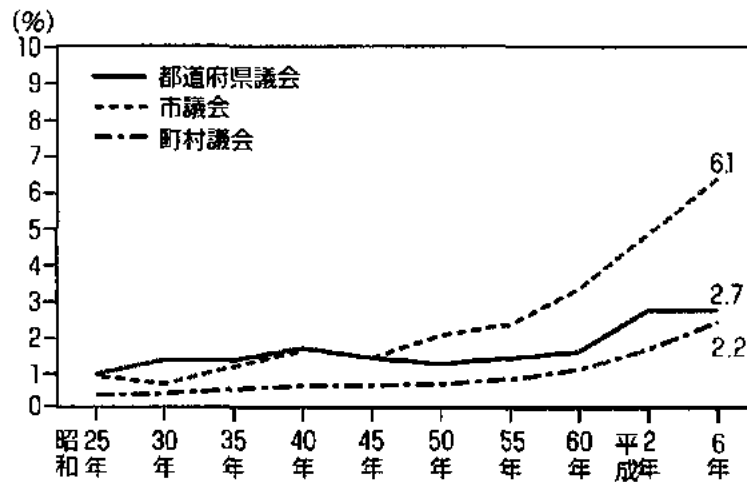
国会や地方議会議員に占める女性の割合は、着実に増加しているもののまだ十分ではありません。

国会における女性議員数と割合の推移



資料出所：衆院・参院各事務局調べ

地方議会議員における女性議員の割合の推移



区 分	総 数	うち女性	女性の割合
地方議会議員	64,428人	2,279人	3.5%
都道府県議会	2,812	76	2.7
市 議 会	19,008	1,158	6.1
特別区議会	990	122	12.3
町 村 議 会	41,618	923	2.2

資料出所：自治省調べ（平成6年12月現在）

国や地方の審議会等委員における女性の割合は着実に伸びています。

国の各種審議会等における女性委員の割合の推移

年	女性委員を含む審議会等の割合	女性委員の割合
昭和55年	46.2%	4.1%
昭和60年	55.3	5.5
平成2年	69.1	7.9
平成6年	81.5	11.3
平成7年	84.5	14.1

資料出所：総理府調べ

(注) 地方支分部局等に設置されている審議会を含まない

地方公共団体の審議会等における女性委員の推移 (地方自治法第202条の3)

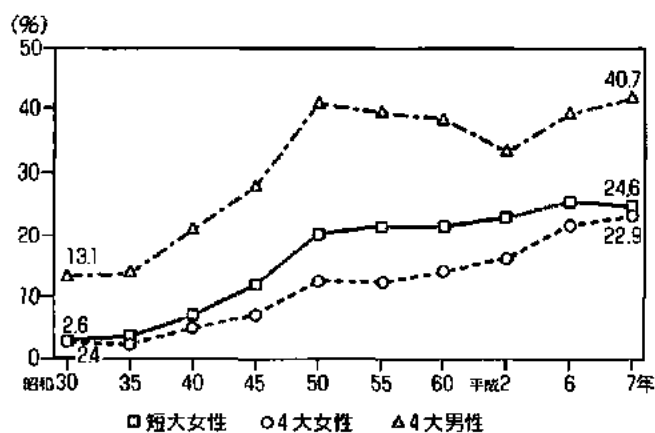
年	女性委員を含む審議会等の割合	女性委員の割合
昭和55年	—%	7.3%
昭和60年	45.9	7.3
平成2年	54.8	8.8
平成6年	69.1	10.8
平成7年	71.9	11.7

資料出所：労働省調べ

2. 就学・就職の状況

女子の短大・大学への進学率は年々伸びてきています。また、短大卒・大学卒女性の就職率は上昇を続けていましたが、厳しい経済情勢が続いているここ数年は低下傾向にあります。

短大・大学への進学率の推移

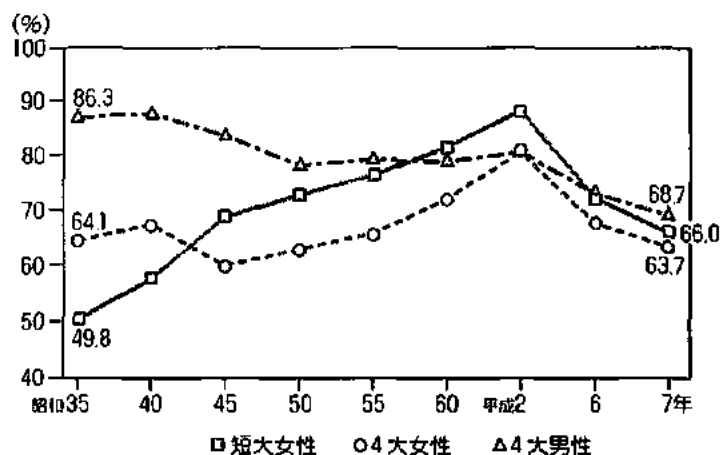


資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率

$$= \frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生}} \times 100$$

短大・大学新規学卒者の就職率の推移

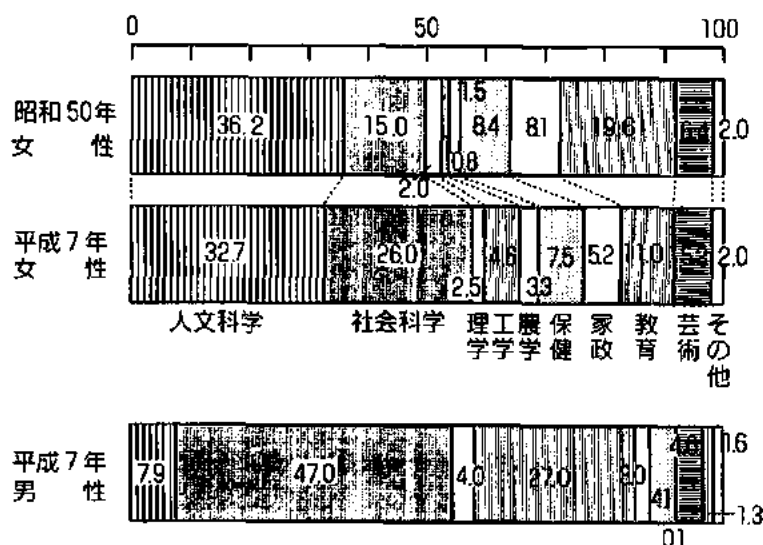


資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生}} \times 100$

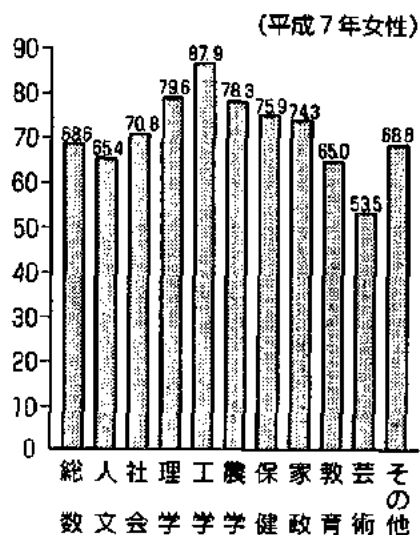
社会科学や理工系分野を専攻する女性の増加がみられます。

専攻分野別4年制大学在学生の割合



資料出所：文部省「学校基本調査」

専攻分野別就職率



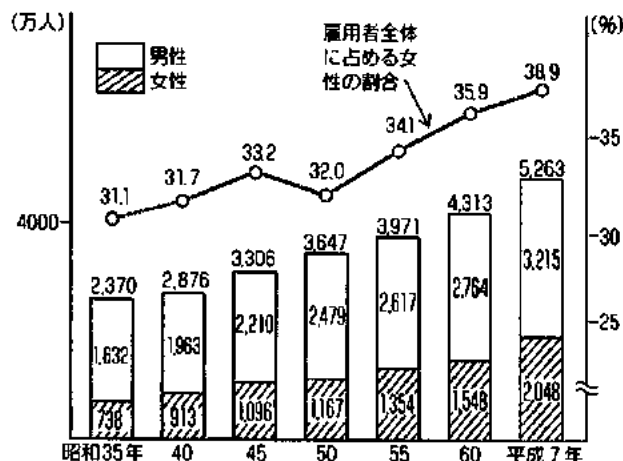
資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生} - \text{進学者} - \text{臨床研究医(予定者含む)}}$

3. 働く女性の現状

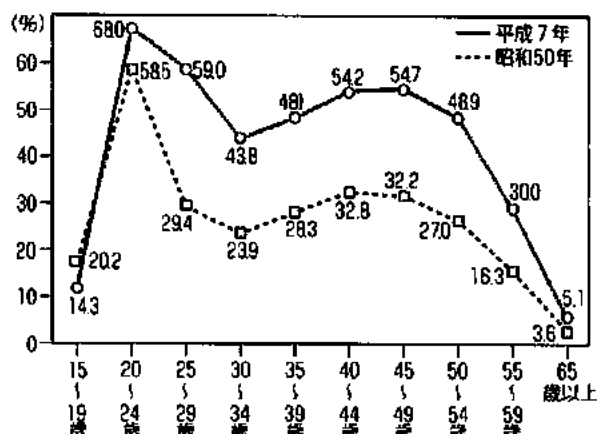
平成7年の女性雇用者数は2,048万人で、雇用者全体に占める女性の割合は38.9%となっています。また、結婚、出産期をはじめ各年齢層において働いている女性の割合が高まるとともに、専門的・技術的職業従事者など従来女性が少なかった職業への進出もみられます。

雇用者数の推移（全産業）



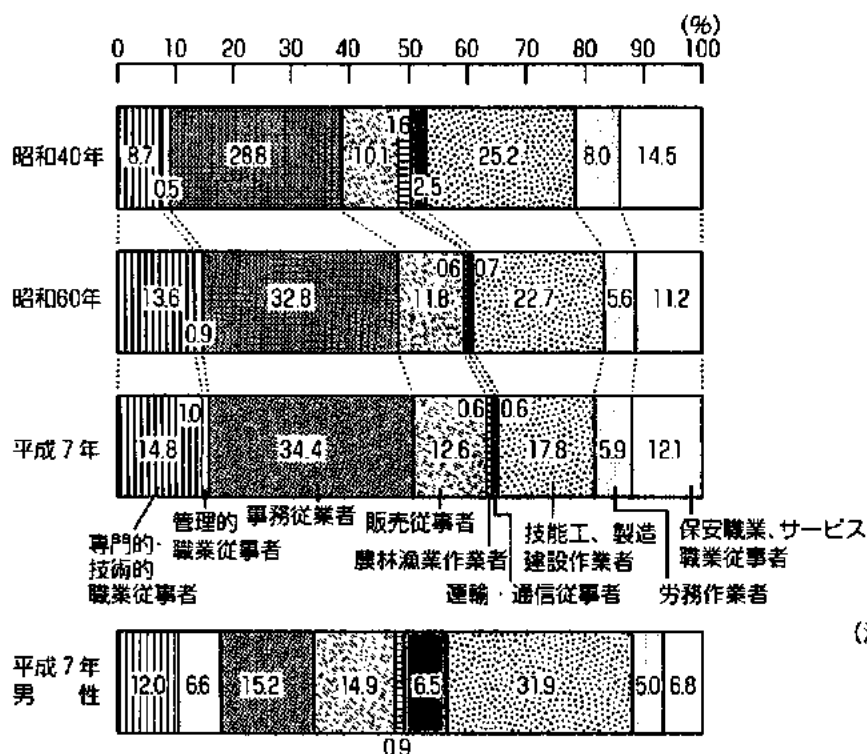
資料出所：総務庁「労働力調査」

女性の年齢別人口に占める雇用者の割合



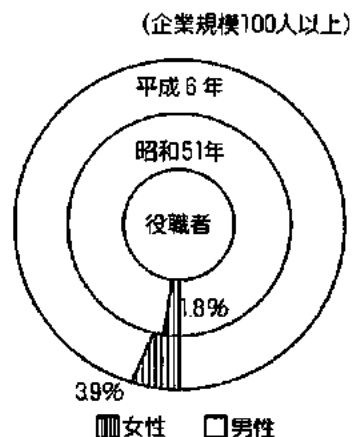
資料出所：総務庁「労働力調査」

職業別女性雇用者の割合



資料出所：総務庁「労働力調査」

企業の役職者における女性の割合



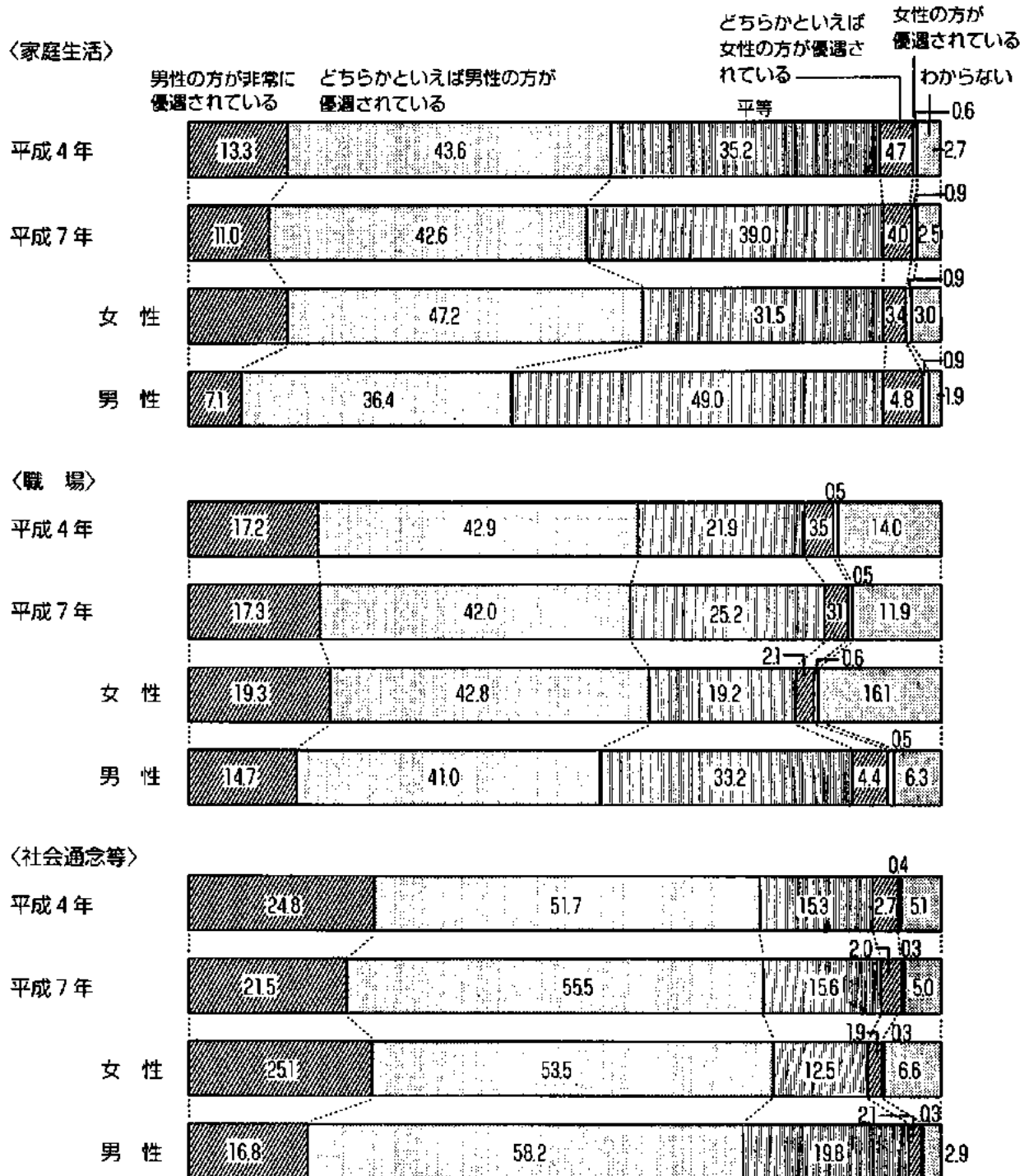
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 役職者＝部長、課長、係長の職にある者、またはそれに相当する職にある者をいう

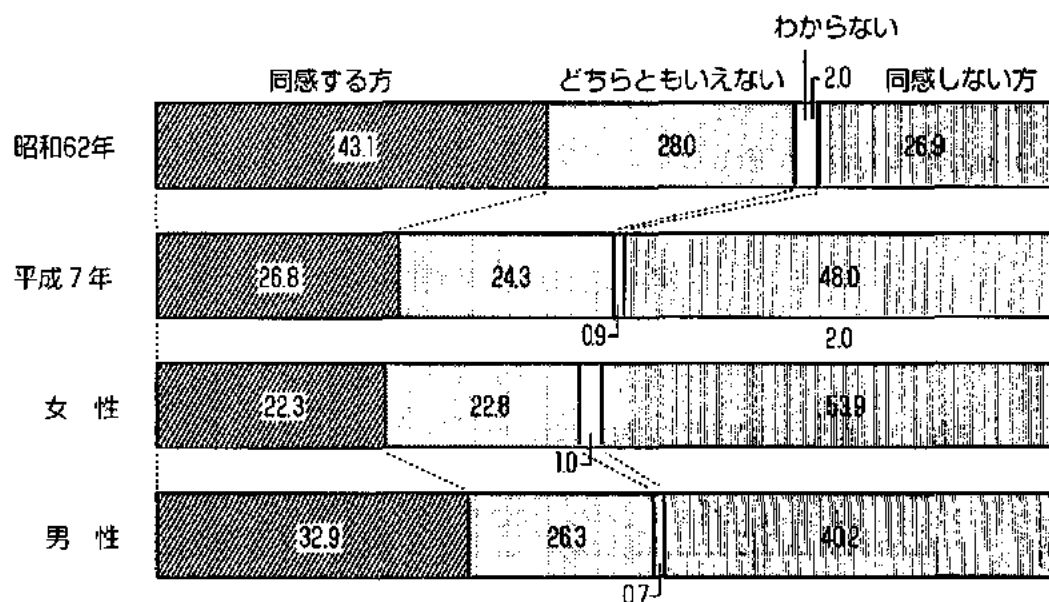
4. 男女平等に関する意識

いろいろな場面で、男女の地位が平等になっていると思っている人が増えてきていますが、「男性のほうに優遇されている」と感じている人がまだ多いのが実態です。一方「男は仕事」、「女は家庭」という考え方について同感しない人が増えていますが、特に若い世代ではその傾向が顕著です。

男女の地位の平等感



「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料出所：総理府「男女共同参画に関する世論調査」（平成7年）「女性に関する世論調査」（昭和62年）

ひとこと
インタビュー



加藤 シヅエさん

自立をしなくてはならないということを考えたのは「働かざる者は食うべからず」という言葉が日本に伝えられたときでした。

まず、女も経済的に自立して働く。自分が生んだ子供を養う力をつけなければならないということが大切ですから、「自立した女」になりたいと考えました。女性の自立ということもただ狭く考えていけば良いのではなくて、周囲や、世界はどうでなくていけない、世界を宇宙をもっと大事にしないといけないというように考えが広がるのです。女性の自立もそのような立場から考えなくてはならないということを百歳になろうとしてやっと気がつきました。

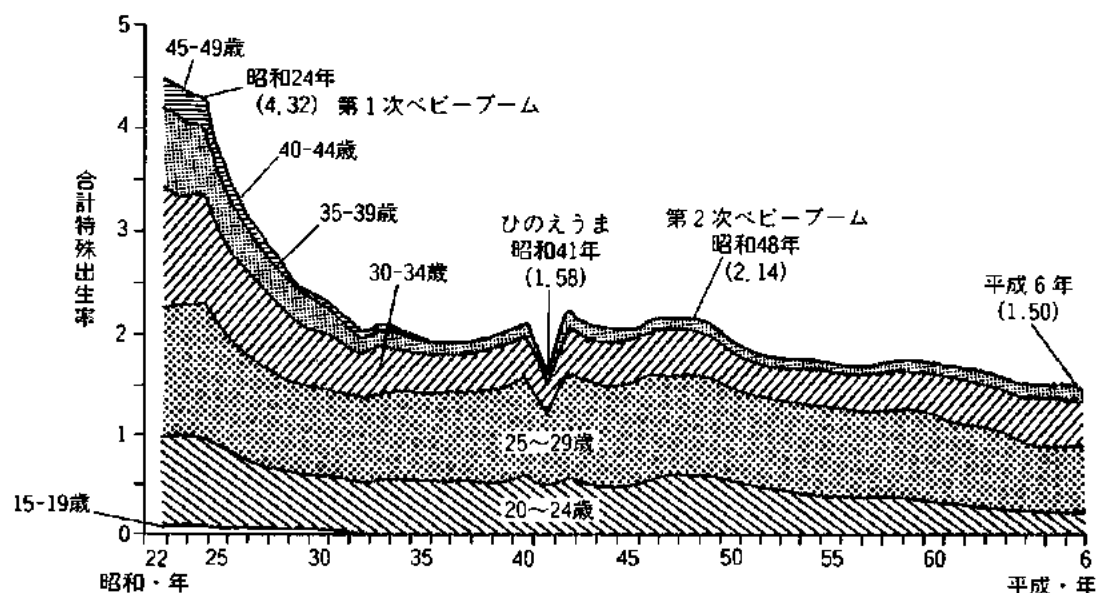
プロフィール

- 1897年 東京市生まれ
- 1914年 女子学習院中等科卒
- 1931年 日本産児調節連盟発足、会長就任
- 1946年 第22回衆議院議員総選挙にて初当選（'50～'74参議院議員）
- 1954年 日本家族計画連盟結成
- 1988年 国連人口賞受賞

5. 女性をとりまく環境の変化

女性の結婚年齢の上昇により、子供を産む平均年齢はより高年齢に移行しています。また、人の女性が一生の間に産む子供の数が減少し、1.50人となっています。

合計特殊出生率の年次推移（年齢階級別内訳）



資料出所：厚生省「人口動態統計」

(注) 合計特殊出生率

= 1人の女性が15～49歳の間に生む子供の数

初婚年齢の年次推移

年	妻	夫
昭和25年	23.0歳	25.9歳
30	23.8	26.6
35	24.4	27.2
40	24.5	27.2
45	24.2	26.9
50	24.7	27.0
55	25.2	27.8
60	25.5	28.2
平成2	25.9	28.4
5	26.1	28.4
6	26.2	28.5

資料出所：厚生省「人口動態統計」

(注) 昭和25年～40年は結婚式をあげたときの年齢、昭和45年以降は結婚式をあげたときまたは同居を始めたときの年齢

6. 婦人週間テーマの変遷と時代背景

回・年	婦人週間の目標、テーマ等	トピックス
第 1 回 (昭和24年)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭和20)・婦人参政権実現 (21)・衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選 ・日本国憲法公布(22年施行)
第 2 回 (25年)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	(22)・労働基準法公布・施行 ・労働省設置・婦人少年局発足
第 3 回 (26年)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	(23)・都道府県に婦人少年局地方職員室発足
第 4 回 (27年)	婦人の地位の再認識とその向上	(27)・都道府県に婦人少年室設置(地方職員室の改組)
第 5 回 (28年)	婦人の自主性の確立	(30)・国連婦人の参政権条約を批准
第 6 回 (29年)	婦人の実力の涵養	(31)・売春防止法公布(32年一部施行、33年全面施行)
第 7 回 (30年)	社会人としての婦人の実力の涵養 －個人関係・地域社会・職場等においてまた世論形成者として－	(32)・国連婦人の地位委員国に日本初当選(代表 谷野せつ婦人少年局長)
第 8 回 (31年)	婦人の力を役立たせる －とくに明るい家庭の建設のために－	
第 9 回 (32年)	婦人の力を役立たせる －とくに近代的な人間関係の確立のために－	
第 10 回 (33年)	婦人の力を役立たせる －正しい協同活動をととして－	
第 11 回 (34年)	婦人の自主性の確立 －とくに集団との関係において－	
第 12 回 (35年)	生活時間の自主的な設計	
第 13 回 (36年)	次の世代の成長に貢献する －とくに社会のよき一員としての人格形成に－	
第 14 回 (37年)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、新しい秩序をそだてるために努力する	
第 15 回 (38年)	婦人が社会的良心を生かしそだてて明るい社会を築くよう努力する	
第 16 回 (39年)	現代社会における家庭の役わり －産業化と家庭の問題－	
第 17 回 (40年)	わたくしたちの文化 －その現状とあすへの課題－	
第 18 回 (41年)	今日における婦人の役わり －進展する社会のなかで－	(41)・いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、無効判決(東京地裁)
第 19 回 (42年)	婦人の能力を生かす	
第 20 回 (43年)	婦人の能力を生かす －社会のよき一員として－	(42)・ILO 100号条約(同一価値労働、男女労働者同一報酬)を批准 ・国連「女子差別撤廃宣言」採択
第 21 回 (44年)	婦人の能力を生かす －自主的な生活設計をもって－	
第 22 回 (45年)	婦人の能力を生かす －社会参加と家庭責任－	(44)・女子従業員の若年定年制に無効判決(東京地裁)
第 23 回 (46年)	今日に生きる女性の権利と責任 －婦人参政25周年にあたって－	
第 24 回 (47年)	婦人の地位 －その現状と課題－	(47)・勤労婦人福祉法施行
第 25 回 (48年)	日本を考える －これからの社会と女性の役わり－	
第 26 回 (49年)	日本を考える －これからの社会と女性の役わり－ 「物と心」	(49)・婦人の逸失利益に関する判決(最高裁)

回・年	婦人週間の目標、テーマ等	トビックス
第 27 回 (昭和50年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(昭和50)・国際婦人年 ・第60回 ILO 総会、婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するためのILO行動計画採択 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計画採択 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律公布(昭51年施行)
第 28 回 (51年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる -「婦人の十年」のはじめにあたって-	(51)・国連婦人の十年 ・離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の一部改正
第 29 回 (52年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(52)・国内行動計画策定 ・労働省 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を策定
第 30 回 (53年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(53)・労働基準法研究会 労働大臣に対し労働基準法の女子に関する規定の基本的問題について報告
第 31 回 (54年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(54)・国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
第 32 回 (55年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる -「婦人の十年」の中間年にあたって-	(55)・国連婦人の十年中間年世界会議開催「女子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第 33 回 (56年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -家庭で 職場で 地域社会で-	(56)・民法及び家事審判法の一部を改正施行(配偶者の相続分引上げ等) ・男女別定年制に無効の判決(最高裁) ・ILO、男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び同勧告を採択
第 34 回 (57年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -明日を築く役割と責任-	(59)・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出
第 35 回 (58年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -婦人の十年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして-	(60)・父系血統主義から父母両系血統主義へ 国籍法・戸籍法改正施行 ・男女雇用機会均等法成立、公布 ・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
第 36 回 (59年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -平等・発展・平和をめざす「国連婦人の十年」最終年に向けて-	(61)・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ・婦人少年室に機会均等調停委員会を設置
第 37 回 (60年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -「国連婦人の十年」最終年にあたって-	(62)・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 (63)・労働基準法の一部を改正する法律施行
第 38 回 (61年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を 見直そう -男女雇用機会均等法の施行を契機に-	(平成元)・男女雇用機会均等法施行規則等の改正
第 39 回 (62年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を 見直そう	(3)・育児休業法成立 ・防衛大学校生の女子の受験制限が解除され、国家公務員採用試験における女子の受験制限がなくなった。
第 40 回 (63年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を 見直そう 「いま 個性が性を超える」	(4)・育児休業法施行
第 41 回 (平成元年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を 見直そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	(5)・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行
第 42 回 (2年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を 見直そう 「フレキシブルに 女と男の当然」	(6)・男女雇用機会均等法に基づく指針及び女子労働基準規則改正
第 43 回 (3年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「しなやかに個性 のびやかに女と男」	(7)・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化) ・第4回世界女性会議開催(北京) 「行動綱領」採択及び「北京宣言」発表
第 44 回 (4年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「女と男 個性で描く未来形」	
第 45 回 (5年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「生き方 フリースタイル 男も女も」	
第 46 回 (6年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「個性で奏でるメロディー 男女で創るハーモニー」	
第 47 回 (7年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「男女で創る新時代 可能性は無限大」	
第 48 回 (8年)	21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を 創ろう 「はっらっ 生き方自由自在」	



(第23回 S46年)



(第19回 S42年)



(第45回 H5年)



(第40回 S63年)



(第43回 H3年)